株式会社アビーナリーマネジメント
税理士法人アビーナリーマジメント
株式会社アビーナリーネクスト

Abeanary 通信

2025
10月号

～トピックス～

1．相続税と所得税の二重課税
2．税務カレンダー（2025年10月、11月の税務）
3．おススメ書籍のご紹介

Abeanary Group

経営者の名言シリーズ

素人だから飛躍できる

安藤百福（日清創業者）

※経営者100の言葉より引用

相続税と所得税の二重課税

相続で取得した財産について相続税が課された後、同じ財産に所得税が課されると二重課税となって所得税の非課税規定が適用される場合があります。

◆二重課税を排除した長崎年金訴訟

相続税と所得税の二重課税を認めたのが平成22年の長崎年金訴訟です。最高裁では相続で取得した定期金給付契約により将来にわたり受け取る保険金の現在価値に課された相続税と、取得した保険金の元本部分に課された所得税が二重課税になるとした上で所得税の非課税規定が適用されました。

◆所得税の課税根拠は包括的所得概念

所得税が課税される根拠は、包括的所得概念と呼ばれるものです。金子宏教授「租税法」によれば、包括的所得概念とは、人の担税力を増加させる経済的利得が、すべて所得を構成すると考えます。一時的・偶発的・恩恵的利得も所得の範囲に含まれ、債務免除益のほか、現物給付、為替差益などの経済的利益にも課税され、不法な手段による利得も納税者が管理支配しており、課税の対象となります。

◆所得税の非課税規定

相続税及び贈与税は相続、贈与、遺贈により取得した財産の経済的価値に担税力を認めて課税されますが、相続財産、贈与財産の経済的価値と同一の経済的価値に対しては所得税を二重に課税しないとするのが所得税の非課税規定の考え方です。

◆譲渡所得に二重課税は生じない

相続で取得した土地を譲渡した場合、相続財産に課された相続税と被相続人の保有期間中に生じた土地の含み益が譲渡により実現して課された譲渡所得税は二重課税となりません。判例では相続により取得した土地と被相続人の土地保有期間中のキャピタルゲインに同一の経済的価値に対する二重課税が行われることを認めていません。

◆債務免除益に二重課税は生じるか？

被相続人の借入金について一定金額を期日までに弁済すれば残額を免除するという停止条件付債務を承継した相続人が、相続の後に受けた債務免除益について所得税が課されたため、相続税と所得税の二重課税が争われた裁判があります。一審は、債務免除を受けた時点が相続開始の後で二重課税ではないとしましたが、控訴審は、債務免除による経済的利益は相続開始の時に実質的に生じており、二重課税になるとして非課税規定の適用を認めました。課税庁は最高裁に上告しています。

2025年10月の税務

10月10日
●9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

10月15日
●特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

10月31日
●8月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
●2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
●2月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
●消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
●消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（6月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）（10月中において市町村の条例で定める日）

2025年11月の税務

11月10日
●10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

11月17日
●所得税の予定納税額の減額申請

12月1日
●所得税の予定納税額の納付（第2期分）
●特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
●9月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
●3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
●3月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
●消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
●消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞

○個人事業税の納付（第2期分）（11月中において都道府県の条例で定める日）

おススメ書籍のご紹介

生成AI最速仕事術

ジャンル　スキルアップ・キャリア　生産性・時間管理　テクノロジー・IT　トレンド
著者　たてばやし淳
出版社　かんき出版
出版日　2025年06月09日
評点
総合 3.7　明瞭性 4.0
革新性 3.0　応用性 4.0

生成AIを使って仕事を効率化したい。でもやり方がよくわからない、いちいちプロンプトを書くのが面倒――。本書は、そんな悩みを抱えるビジネスパーソンにぴったりの一冊だ。

本書ではタイトルのとおり、生成AIで仕事を最速化するためのスキルが数多く紹介されている。中でも注目すべきは「プロンプトの型」。ビジネスメール、会議資料、パワーポイント、ファクトチェックなど、目的に応じた「プロンプトの型」をそのままChatGPTにコピペすれば、あっという間に高品質の成果物が出てくる。

著者は“エクセル兄さん”の愛称で親しまれる、たてばやし淳氏。著者は、生成AIを徹底活用すれば「生産性を100倍に高められる」という。ただし、生成AIの力を最大限に引き出すには、適切な指示――すなわち、正しいプロンプト設計が欠かせない。本書ではそのコツを解説したうえで、誰でもすぐに使える「プロンプトの型」を多数掲載している。要約でもその一部を紹介するので、まずは実際に試してみてほしい。

「仕事を1分でも早く終わらせたい」「苦手なルーティンワークを短縮したい」と願うなら、読んで損はない一冊だ。

◆◇◆詳細が気になった方は、
「フライヤー」をご利用ください◆◇◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら
flier

株式会社アビーナリーマネジメント
税理士法人アビーナリーマネジメント
株式会社アビーナリーネクスト
〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL：022-225-5090
FAX：022-225-5091